

広	資	料	第	4	号
令	和	4	年	4	月
1	日	総	務	部	総
務	部	総	務	契	約
課	総	務	部	防	災
安	全	課	市	民	情
報	提	供	資	料	

## 行政財産の使用許可について

このことについて、下記のとおり行政財産の使用を許可いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

- 1 使用許可の相手方  
東大和・武蔵村山交通安全協会
- 2 使用を許可した財産の概要
  - (1) 名称  
武蔵村山市役所第三庁舎
  - (2) 所在地  
武蔵村山市本町一丁目19番地の5
  - (3) 使用部分  
武蔵村山市役所第三庁舎 2階24㎡
- 3 使用目的  
東大和・武蔵村山交通安全協会事務所として使用するため。
- 4 その他  
上記の許可に伴い、東大和市内にあった東大和・武蔵村山交通安全協会事務所は、武蔵村山市役所第三庁舎に移転しました。